

日本確認センター株式会社確認検査業務約款

(契約の履行)

第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び日本確認センター株式会社（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書、引受承諾書及び、引受証を含む。以下同じ。）及び日本確認センター株式会社確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(責務)

第2条 甲は乙への建築確認申請書及び添付図書について事実と相違ないことを記載しなければならない。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書又は引受証に定められた業務を、次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 甲は、別に定める確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、引受承諾書又は引受証に定められた額の手数料を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

6 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

7 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明書等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 確認業務 引受承諾書に定める日とする。ただし、次のイ又はロいずれか遅い日の翌日とする。

イ 規程第17条の規定により確認申請関係図書のうち提出期限を延期して図書を提出する場合は当該図書を提出した日

ロ 規程第20条の規定により消防長等への同意を得る場合は同意を得た日

(2) 中間検査業務 引受証に定める中間検査予定日の翌日

(3) 完了検査業務 引受証に定める完了検査予定日の翌日

(4) 仮使用認定業務 甲、乙協議により定める日

2 乙は、甲が前条第4項から第7項まで及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延

長その他の必要な事項については甲乙協議し定める。

- 3 対象建築物等の計画が法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合であつて、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付があつたときは、乙は、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、1項第1号の日を延長できる。

(手数料の支払期日)

第4条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料 前条第1号に定める確認業務の業務期日の前日
- (2) 中間検査の申請手数料 引受証に定める中間検査予定日の前日
- (3) 完了検査の申請手数料 引受証に定める完了検査予定日の前日
- (4) 仮使用認定申請手数料 引受承諾書に定める仮使用認定検査予定日の前日
- (5) 前各号に係らず甲乙協議し別途定めることができる。

(手数料の支払い方法)

第5条 甲は、手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振り込みの方法又は、現金で支払うものとする。なお、振り込みに要する費用は甲の負担とする。

- 2 甲は、甲乙協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(確認審査中の計画変更)

第6条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、甲は、当該確認の申請を速やかに取下げなければならない。取下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

- 2 前項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、第3条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料がすでに支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第4条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだに支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は次の各号に定める事由による場合は、責任を負わないものとする。

(1) 甲の提出した申請書類等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認検査が行われた場合

(2) 乙に故意、又は過失がない場合

(計画の特定行政庁への通知)

第10条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等（建築物に限る）の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

第11条 甲の確認申請、中間検査、完了検査申請又は仮使用認定の申請が電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で交付方法について、別途定めることができる。

(1) 確認済証及びその交付時における副本

(2) 適合しない旨の通知書及びその交付時における副本並びに適合するかどうか決定できない旨の通知書

(3) 中間検査合格証及びその交付時における副本

(4) 中間検査合格証を交付できない旨の通知書

(5) 検査済証及びその交付時における副本

(6) 検査済証を交付できない旨の通知書

(7) 仮使用認定通知書及びその交付時における副本

(8) 適合しないと認める旨の通知書及びその交付時における副本

2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限とする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、行わない。

3 乙は、規程第13条に規定する確認検査業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務

時間内に、それぞれ規程第 17 条第 2 項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第 14 条に規定する事務所とする。

(リモート検査)

第 12 条 乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。

2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

- (1) 検査体制（使用する機器、Web 会議システム等）
- (2) 書類検査の方法
- (3) 検査補助者の安全対策
- (4) 中断したときの対応
- (5) 映像・音声の記録及び保存の取扱い

3 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるように協力しなければならない。

4 甲は、第 2 項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。

5 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規定第 14 条に規定する事務所とする。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益の為に使用してはならない。

(損害賠償)

第 14 条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の 10 倍までとする。

(別途協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

制定 平成18年 4月 1日
改訂 平成19年10月10日
改訂 平成26年12月 1日
改訂 平成27年 6月 1日
改訂 平成27年10月22日
改訂 令和 7年 4月 1日